

風水害発生

※ 暴風雨が下校時刻に学校所在地を通過することが予測される場合、また、通過後であっても河川の氾濫や土砂崩れ等の災害の危険がある場合



災害対策本部の設置

○ 校長は、災害対策本部を設置、教職員は各自の役割確認



第1次対応

- 1 本部長：業務の指示
- 2 総務班：テレビ・ラジオ・インターネットなどからの気象情報の収集・整理、近隣校及び地域災害対策担当課、警察、消防からの情報収集
- 3 避難誘導班：交通機関の運行状況確認



第2次対応

- 1 本部長：総務班からの報告と近隣校との情報交換から、以後の教育活動の実施及び風水害への対応策（登下校の方法・時刻の変更）について決定し、業務指示及び教育委員会への連絡
- 2 総務班：教育活動変更に関する保護者向け通知作成、マスコミ等外部への対応
- 3 避難誘導班：児童への下校指導（気象情報、風水害発生時の留意点）、待機児童の引き渡し